

< 職業訓練のご案内 >



ハローワーク八戸 職業訓練担当
※詳しくは相談窓口までおたずねください。

・はじめに

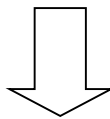
- ・職業訓練とは再就職にあたって、希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得できる公的制度です。
- ・**受講料は無料**ですが、個人所有となるテキスト代や資格試験の受験料等は実費負担となります。
- ・職業訓練を受講された方は原則として一定期間（おおむね1年）を開けなければ次の訓練を受講できません。
→ただし、下記で案内する『求職者支援訓練』を受けた場合には一部例外がございます。詳細は確認ください。
- ・先着順ではなく選考で受講が決定します。ただし応募者が少ないときは中止することがあります。
- ・訓練は原則、月～金曜日の毎日おおむね9時～16時の間で実施されます。

・職業訓練を受講できる方

- ① ハローワークに求職申し込みをしており、安定した職業へ就く意思のある方。（週の所定労働時間が20時間未満で就業している方、すでに退職日が決まっている方も含みます）
- ② 訓練受講後の就職先をしっかりとイメージし、早期就職を希望している方。

※ここでいう「就職」とは、雇用保険に加入できる条件（1週間の労働時間が20時間以上で31日以上の雇用の見込みがある場合）での就職です。雇用形態は問いません。

- ③ 希望職種に就くために、必要な技術・技能・資格などを身につける必要があるとハローワークが判断した方。
- ④ 原則、全ての授業に出席できる方 ※一日の時間割は科目によって異なります。



※在職中（週の所定労働時間が20時間以上）の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方、

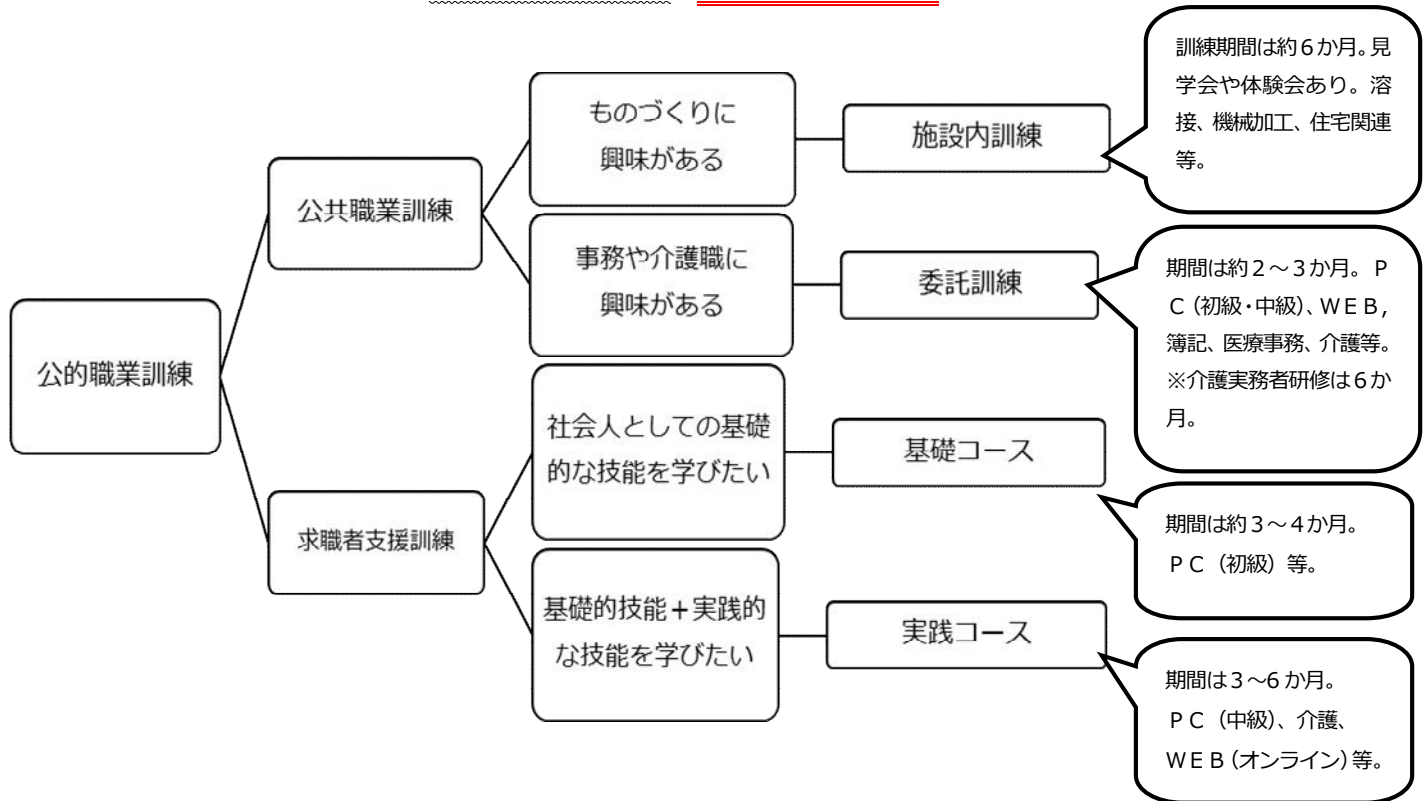
「希望職種も決まっていないが、単に資格だけをとりたいたい方」「自営業を希望している方」等は対象外です。

【メモ】

・職業訓練の種類

・職業訓練は、①雇用保険受給者や受給予定者が優先的に受講できる 『公共職業訓練』

②それ以外の方が優先的に受講できる 『求職者支援訓練』の二つに分けられます。



・職業訓練を受けるには

・各科目で設けられている選考に合格すると受けることができます。
また、以下の要件に該当すると雇用保険や職業訓練受講給付金を受給しながら受けることができます。

・受講指示について

・職業訓練の受講開始日当日において右表の支給残日数があり、かつ職業相談を積極的に行っている方が『受講指示』の対象となります。
対象になるかどうかの確認は職業訓練窓口で行えます。

【支給内容】

- ◇原則、訓練開始日から訓練終了日まで基本手当を支給。
- ◇受講手当（受講した1日につき500円）を40日分支給。
- ◇通所手当を以下のとおり支給。（徒歩は対象外）

・自家用車・自転車等の場合は訓練施設までの距離が
片道2km以上10km未満 : 1ヶ月 3,690円
片道10km以上15km未満 : 1ヶ月 5,850円
片道15km以上 : 1ヶ月 8,010円
・バス・電車等（公共交通機関）は定期券（一か月毎）の実費分。
※ただし、該当路線で一番低廉な金額で支給し、上限42,500円。

所定給付日数	受講開始日残日数	
	給付制限あり	給付制限なし
90日	31日以上	1日以上
120日	41日以上	
150日	51日以上	31日以上
180日	61日以上	
210日	71日以上	
240日	91日以上	
270日	121日以上	
300日	151日以上	
330日	181日以上	
360日	211日以上	

・職業訓練受講給付金について（裏面の留意事項も必ずご確認ください）

・以下の①～⑩のすべての支給要件に該当した場合に受給することができます。（各要件は毎月確認します）

- ① 雇用保険の受給資格がないことまたは受給が終了した方であること。
- ② 本人の収入が月 8 万円以下であること。※収入には賞与・各種年金・仕送り等を含みます。以下同様。
- ③ 世帯全体の収入が月 30 万円以下であること。
- ④ 現金・預貯金等の金融資産が世帯全体で 300 万円以下であること。
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと。（本人の単独名義のもののみ）
- ⑥ 原則、全ての訓練実施日に出席しており、ハローワークで指定した求職活動を行っていること。

（育児・介護を行う方や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する方については、欠席理由を証明できない場合であっても訓練実施日の 2 割まで欠席を認めます）

- ⑦ 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいないこと。
- ⑧ 過去 3 年以内に、偽りその他の不正行為により、特定の給付金を受けたことがないこと。
- ⑨ 現在住んでいるところと住民票上の住所が一致していること。
- ⑩ 支給要件の確認に必要な書類をすべて提出できる方。

※ただし、②・③の支給要件非該当だが、本人収入月 12 万円以下、世帯収入月 34 万円以下かつその他の要件を満たしている場合は、通所手当のみ支給されます。

・月額 10 万円の受講手当と通所手当（徒歩は対象外）が支給されます。

・通所手当は自家用車・自転車等の場合は訓練施設までの距離が、

片道 2 km 以上 10 km 未満 : 1 ヶ月 3,690 円

片道 10 km 以上 15 km 未満 : 1 ヶ月 5,850 円

片道 15 km 以上 : 1 ヶ月 8,010 円

・バス・電車等（公共交通機関）は定期券（一か月毎）の実費分。※ただし、該当路線で一番低廉な金額で支給し、上限 42,500 円。

※支給申請の対象となる訓練期間が 28 日未満の場合、どちらの手当も支給額を日割りにて決定します。

・職業訓練受講給付金の留意事項

- ・②、③でいう「収入」とは、税引前の給与（いわゆる総支給）や年金収入等その他全般の収入のことです。
- ・③、④でいう「世帯」とは、本人の他、同居または生計を一にする別居の配偶者・子・父母（義父母）のことをいいます。他機関でいう「世帯」とは異なる為、必ず窓口で確認してください。世帯分離・単身赴任中の配偶者・子・父母（義父母）も世帯とみなしません。
- ・⑥について、遅刻・欠席・早退があった場合でもハローワークで指定した証明書類を提出することにより、「やむを得ない理由」と認められ、かつ指定期間の出席が8割以上であれば、要件に該当します。（この取り扱いに関する詳細は必ず窓口にてご確認ください。）
- ・⑩については、訓練の受講決定後①～⑤についてハローワークで指定した書類通帳等の提出により審査を受けていただく必要があります。書類の不備や期限に間に合わない等で証明ができない場合は給付金の支給はありません。
- ・職業訓練受講給付金の支給の流れは以下のようになります。

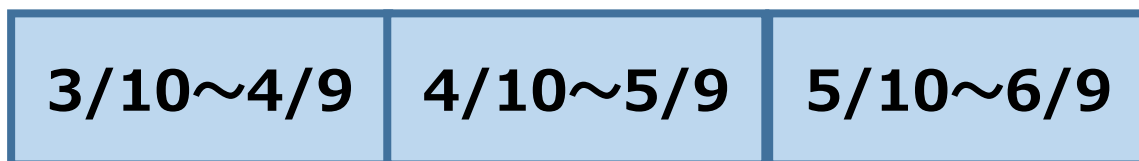
例) 3か月訓練受講のケース

訓練期間 3月10日～6月9日 通所手当 3,690円/月

1か月毎にハローワークで支給申請日（指定来所日）を設けており、各日から原則7～10日前後で入金となります。そのため、最初の入金は訓練開始からおおよそ1か月と10日後となります。

訓練開始

訓練終了



→

第1回指定来所日
(4月12日)

→

第2回指定来所日
(5月13日)

→

第3回指定来所日
(6月14日)

※給付金制度については注意点多々ありますので、必ず窓口にてご相談ください。